

厚生労働省告示第八十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、平成二十九年三月三十一日において現に存する障害児通所支援事業所又は障害児入所施設等については、同日において現に児童発達支援管理責任者として置かれている者であつて、この告示による改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの第一号に規定する実務経験者に該当している者を、平成三十年三月三十一日までの間は、児童発達支援管理責任者として置くことができる。

平成二十九年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号本文を次のように改める。

イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間から八の期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者、ニの期間を通算した期間が十年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者並びにイ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者（以下「実務

経験者」という。)であること。

第一号イの本文中「支障がある者」の下に「又は児童福祉法第四条第一項に規定する児童(以下「児童」という。)」を加え、同イの中「児童相談所」の下に「、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター(以下「児童家庭支援センター」という。)」を加え、同イの中「障害児入所施設」の下に「、児童福祉法第三十七条に規定する乳児院(以下「乳児院」という。)、同法第四十一条に規定する児童養護施設(以下「児童養護施設」という。)、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設(以下「児童心理治療施設」という。)、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下「児童自立支援施設」という。)」を加え、「救護施設」の下に「(以下「救護施設」という。)」を、「更生施設」の下に「(以下「更生施設」という。)」を、「地域包括支援センター」の下に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加え、同イの中「特別支援学校」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。)」に改め、同号ロの本文中「支障がある者」の下に「又は児童」を、「介護に関する指導を行う業務」の下に「又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)」を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務」を加え、同ロの中「障害児入所施設」の下に「、児童福祉法第三十六条に規定する助産施設、乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第

三十九条第一項に規定する保育所、同法第三十九条の二第一項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第四十条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設」を、「療養病床に係るもの」の下に「（以下「療養病床関係病室」という。）」を加え、同口の中「障害児通所支援事業」の下に「、児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第十二項に規定する事業所内保育事業、同条第十三項に規定する病児保育事業並びに同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業」を、「老人居宅介護等事業」の下に「（以下「老人居宅介護等事業」という。）」を加え、同口の中「子会社」の下に「（以下「特例子会社」という。）」を、「事業所」の下に「（以下「助成金受給事業所」という。）」を加え、同口の中「特別支援学校」を「学校」に改め、同号中二をへとし、八を二とし、口の次に八として次を加える。

八 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従

事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

第一号中二の次にホとして次を加える。

ホ 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であつて、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

第六号中「イから八まで」を「イ、ロ及びニ」に改める。